

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市食品衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市食品衛生対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 実施内容

#### （1）対象となる食品提供施設

##### ア 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）が競技会場等で喫食する食事を調製する施設

##### イ 宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

##### ウ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

##### エ 臨時の食品営業施設

競技会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

##### オ 無料食品提供施設

競技会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

##### カ 弁当引換所

競技会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品衛生に関する意識の向上

ア 広報・啓発活動

保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報紙やホームページ等の広報媒体を活用して、市民及び大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、食品提供施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

(3) 食品衛生管理の強化

市実行委員会は、食品提供施設事業者に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品提供施設の衛生確保に努める。

(4) 健康管理等

市実行委員会は、保健所等の関係機関・団体と連携し、食品提供施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(5) 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒等発生時の対応

ア 市実行委員会及び食品提供施設は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒のみならず、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があったときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

ウ 市実行委員会は、保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒の発生時など緊急時の連絡体制を別記の緊急連絡体制に基づき対応する。

#### 4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。